

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和 8 年 2 月 17 日開催

熊 取 町 議 会

目

次

〔議員全員協議会（2月17日）〕

ごみ処理及びし尿処理に係る組合加入について	1
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について	3

議 員 全 員 協 議 会

月 日 令和8年2月17日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	文 野 慎 治	2	番	多和本 英 一
	3	番	長 田 健太郎	4	番	石 井 一 彰
	5	番	坂 上 昌 史	6	番	大 林 隆 昭
	7	番	坂 上 巳生男	8	番	江 川 慶 子
	9	番	渡 辺 豊 子	10	番	二 見 裕 子
	13	番	田 中 圭 介	14	番	河 合 弘 樹

欠席議員 なし

説明員	町 長	藤 原 敏 司	副 町 長	南 和 仁
	総合政策部長	田 中 耕 二	総 務 部 長	永 橋 広 幸
	住 民 部 長	山 本 浩 義	健康福祉部長	石 川 節 子
	健康福祉部理事	阪 上 正 順	企画財政経営課 長	近 藤 政 則
	企画財政経営課 参 事	竹 田 陽 介	人 事 課 長	大 神 輝 光
	環 境 課 長	岩 本 妃美子	環 境 課 参 事	中 川 昌 美
	環境センター 所 長	藤 原 正	環境センター 参 事	中 橋 順 次
	保 育 課 長	黒 川 潔		
事務局	議会事務局長	木 村 直 義	書 記	阪 上 高 寛

案 件

- 1) ごみ処理及びし尿処理に係る組合加入について
- 2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

議長（文野慎治君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（文野慎治君）本日の案件は、ごみ処理及びし尿処理に係る組合加入についてほか1件であります。

発言される方は挙手の上、指名された後に起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただくようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は、会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、案件1、ごみ処理及びし尿処理に係る組合加入についての件を説明願います。岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）それでは、ごみ処理及びし尿処理に係る組合加入について説明させていただきます。

1、ごみ処理に係る組合加入について。

平成29年12月の議員全員協議会でお示ししましたごみ処理の広域化への参画表明に基づきまして、ごみ処理においては、新ごみ処理施設を整備し広域化を進めるための協議をしているところでございますが、当該施設の整備に係る契約については、組合議会の議案となることから、その審議・議決に熊取町選出議員が参画できるよう、令和9年4月の組合加入に向け、引き続き協議を進めてまいります。

2、し尿処理に係る組合加入の表明について。

現在、熊取町のし尿処理は、泉佐野市田尻町清掃施設組合への事務委託により実施しておりますが、平成28年当時、本町のし尿処理施設である大原衛生公苑は竣工後30年近くが経過しており、多くの機器設備が一般的な耐用年数に差しかかり、施設全体の更新には多大な経費が必要となるとともに、下水道の普及率上昇に伴う処理量の減少によりまして、1キロリットル当たりの処理単価は年々増加傾向にありました。そのため、し尿処理の広域化について準備を始めました。

その時点で、泉佐野市と田尻町は1市1町で建設費用等を負担しながら、昭和40年から一部事務組合によるし尿処理を開始していました。そういった状況の中、し尿処理のみ先行した形で組合加入するとなると複合的一部事務組合となり、議員選出が必要となることから制度も複雑化し、財政的負担等も発生してしまうことが懸念されました。また、その後に控えているごみ処理の組合加入の際に改めての協議・手続が必要となることなどを考慮し、令和3年度からのし尿処理については、本町としては組合加入ではなく、事務委託における広域処理を行うこととしました。

今後においては、安定的にし尿処理業務を遂行するには組合に加入しまして、熊取町も事業主体となる必要であると考えます。そこで、令和9年4月のごみ処理の組合加入に合わせまして、し尿処理も同時期に加入することで、財政的効果を含め、総合的かつ合理的な判断ができ、当該組合内での協議をスムーズに進めることができると考えられるため、今般、し尿処理の組合加入を表明いたします。

3、組合加入による効果でございます。

組合加入した場合、熊取町議会から議員選出がされることで、組合の意思決定機能及び監視機能を議員が担うことになり、民意を今以上に伝えることができます。

また、構成団体として職員を正式に派遣することにより、事業推進や政策判断、情報共有、さらには財政負担に係る協議などに積極的に参画し、し尿処理施設に係る運営及び維持管理に対し本町も責任を負うことで、より一層効率的、安定的に事業を実施することができると考えます。

続きまして、2ページをご覧ください。

4、組合加入による住民への影響としまして、組合に加入することにより、し尿の収集運搬など住民に直接関わるところに変化はありませんでして、住民生活への影響はないと考えてございます。

5、今後のスケジュールでございますが、まず、令和8年3月に広域の合意における条件が整いましたら、広域の合意の協定締結をいたします。5月に大阪府と組合規約の変更案、し尿等委託の廃止案について事前協議を開始します。9月熊取町議会の定例会で、泉佐野市田尻町清掃施設組合への加入に関する協議について、それから、し尿等委託の廃止協議等についてを上程いたします。10月に大阪府へ組合規約変更許可申請を提出しまして、し尿等委託の廃止協議等を行います。それから、し尿等委託の廃止協議等の成立が組合との間で行われまして、11月に大阪府へし尿等委託の廃止の届出を行います。12月に大阪府から組合規約の変更許可、し尿委託の廃止届出の受理がされる見込みとなっております。令和9年3月に泉佐野市田尻町清掃施設組合の議会の定例会において、組合規約の変更許可及びし尿委託の廃止届出の受理について報告がなされる予定です。そして、新組合規約が令和9年4月1日に施行される予定となっております。熊取町議会議員選挙が4月に行われた後、5月熊取町議会の臨時会としまして新組合の議会議員が選出されるというような流れになってございます。

説明は以上でございます。

議長（文野慎治君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件１、ごみ処理及びし尿処理に係る組合加入についての件を終了いたします。

議長（文野慎治君）次に、案件２、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）についての説明を願います。黒川保育課長。

保育課長（黒川 潔君）それでは、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）についてご説明させていただきます。

乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するために創設された制度であり、令和８年度から乳児等のための支援給付として、全ての市町村が実施することとなっております。

利用対象についてでございますが、本町に居住し、日頃は保育所等に通っていない生後６か月から満３歳未満の乳幼児となっております。また、利用に当たって就労要件等はありません。その下に、簡単ではございますが概略のイメージ図を掲載させていただいているところです。なお、ここで言います利用対象といいますのは、本町が認定する対象のことを言っておりまして、こども誰でも通園制度につきましても、他市町に在住の児童も本町で利用できますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、本町における実施予定施設についてでございますが、令和８年度当初に、町内の民間保育園等での実施意向はございませんので、町立保育所３か所で開始をする予定でございます。

受入れ人数につきましては、各施設ごとに受入可能児童数の範囲で対応する、いわゆる余裕活用型での実施を想定しているところでございます。

利用可能時間につきましては、国の基準に準じまして、１か月当たり１０時間を上限として設定してございます。なお、翌月以降への繰越しは不可とするものでございます。

次に、利用料金についてでございますが、こちらも国基準に準じまして、１時間当たり３００円に設定いたします。生活保護や非課税世帯等に対しましては、一定の減免措置を講じる予定でございます。なお、給食代やおやつ代等が必要な場合は、別途料金を設定し徴収することといたします。

続きまして、利用の流れについて大まかにご説明させていただきます。

次の表をご覧ください。

利用者が初めてこの制度を利用する場合は、①町担当課これは保育課ですが、こちらに利用申請を行っていただき、②保育課において利用対象であるか確認し適正と認めた場合、③国が提供するこども誰でも通園制度総合システムに登録を行い、④⑤になります。認定証を交付するという流れになってございます。認定証交付後ですが、希望する施設に、⑥事前面談の予約をしていただきます。⑦面談を行った後、⑧利用予約をしていただき、その後利用が開始されるという流れとなっております。

最後に、今後の周知方法についてでございます。２月中に実施内容等を決定した後、３月広報誌及びホームページ、子育て支援アプリへの掲載、出生届出時や園庭開放、子育てひろば事業等で周知を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上をもちまして、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）についての説明を終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件2、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）についての件を終了いたします。

議長（文野慎治君）以上で、本日の案件は終了いたしました。ほかに何かあれば承ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「13時41分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

文野慎治